

## 短期入所生活介護(令和5年度)

項目	運営指導において指摘の多い事項	改善のポイント
【運営規程】	運営についての重要事項に関する規程を定めていない。	<p>●各事業所ごとに定めておく必要な規程です。必ず定めてください。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針            (2) 従業者の職種、員数及び職務内容            (3) 利用定員            (4) 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額            (5) 通常の送迎の実施地域            (6) サービス利用に当たっての留意事項            (7) 緊急時等における対応方法            (8) 非常災害対策            (9) 虐待の防止のための措置に関する事項            (10) その他運営に関する重要事項</p> <p>●以下 記載が望ましい事項となります。</p> <p>◇事業者・事業所の概要(名称、所在地、連絡先)            ◇事故発生時の対応 ◇地域との連携 ◇個人情報保護 ◇業務継続計画等の策定等            ◇衛生管理等 ◇苦情処理 ◇秘密保持等</p>
【利用料等の受領】	日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められないものを利用者に負担させている。	<p>●費用徴収ができる場合は、利用者の希望によって、身の回り品又は教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合があります。</p> <p>●寝具代及び洗濯代は日常生活費に含まれているので、事業所で負担すべきものです。(利用者の個別事由によらない洗濯代を徴収することはできません。)</p> <p>●刻み食、ミキサー食にかかる手間は食費に含まれています。別途徴収してはいけません。</p> <p>●サービス提供に必要な車いすなどの福祉用具は原則、事業所が用意するものであり、利用者に負担させてはなりません。</p>
【短期入所生活介護計画の作成】	管理者が、他の従業者と協議の上、短期入所生活介護計画を作成していない。	<p>●短期入所生活介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議して作成してください。</p> <p>●記録等から協議した内容及びその内容が確認できるようにしてください。</p>

## 短期入所生活介護(令和5年度)

項目	運営指導において指摘の多い事項	改善のポイント
【非常災害対策】	非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行っていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●訓練を行った際には記録を作成し、当該訓練を行ったことが確認できるようにしてください。</li> <li>●計画については、下記の項目を記載してください。               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 介護保険施設等の立地条件(地形 等)</li> <li>② 災害に関する情報の入手方法(「避難準備・高齢者等避難開始」等の情報の入手方法の確認 等)</li> <li>③ 災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員 等)</li> <li>④ 避難を開始する時期、判断基準(「避難準備・高齢者等避難開始発令」時 等)</li> <li>⑤ 避難場所(市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等)</li> <li>⑥ 避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間 等)</li> <li>⑦ 避難方法(利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩等)等)</li> <li>⑧ 災害時の人員体制、指揮系統、(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等)</li> <li>⑨ 関係機関との連絡体制 等</li> </ol> </li> </ul>
【短期入所生活介護計画の作成について】	相当期間(概ね4日間)以上にわたり継続して入所する利用者に対して、短期入所生活介護計画を作成していない。又は、作成しているものの、その内容について利用者又はその家族に対し説明し、同意を得ていない、あるいは交付していない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●短期入所生活介護計画にはサービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載すること。またその内容を利用者または家族へ説明し、同意を得てください。</li> <li>●短期入所生活介護計画に「交付」の文言を入れるなどしたうえで利用者の署名を得たり、支援経過に交付した旨を記載したりすることで、当該計画を利用者に交付したことが確認できるようにしてください。</li> </ul>
介護報酬の算定【緊急短期入所受入加算】	緊急に対応すべき利用者とは確認できない利用者に短期入所生活介護介護を行った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●あらかじめ、担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急の必要性及び利用を認めていることを確認してください。やむを得ない事情により、事後に介護支援専門員により当該サービス提供が必要であったと判断された場合は加算の算定は可能となります。</li> <li>●緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録しておくこと。また、緊急利用者にかかる変更前後の居宅介護サービス計画を保存するなどして、適正な緊急利用に努めてください。</li> </ul>

## 短期入所生活介護(令和5年度)

項目	運営指導において指摘の多い事項	改善のポイント
介護報酬の算定【医療連携強化加算】	あらかじめ指定短期入所生活介護の提供開始時に利用者に説明し、主治の医師との連携方法や搬送方法も含め、急変が生じた場合の対応について同意を得ていない。	●あらかじめ協力医療機関を定め、当該医療機関との間に、利用者に急変等が発生した場合の対応についての取り決めを行ってください。また、当該取り決めの内容については、指定短期入所生活介護の提供開始時に利用者に説明し、主治の医師との連携方法や搬送方法も含め、急変が生じた場合の対応について同意を得ていること。当該同意については、文書により同意を得てください。
介護報酬の算定【個別訓練機能加算】	機能訓練指導員等が共同して個別機能訓練計画を作成していない。	●機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して作成してください。 ●共同して作成したことが確認できるようにしてください。
介護報酬の算定【サービス提供体制強化加算】	算定要件に該当する職員の割合(常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く)の平均)を把握せず算定している。	●算定要件に該当する職員の割合(常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く)の平均)を適切に算出・確認し、算定根拠となる職員の割合を記録し、保管してください。
介護報酬の算定【夜勤職員配置加算】	加算要件である夜勤必要者数を満たしていないにもかかわらず、加算を算定していた。	●暦月ごとに、夜勤を行う職員の数はきちんと把握し、一日平均夜勤職員数を暦月ごとに夜勤時間帯における延夜勤数を、当該月の日数に16を乗じて得た数で除して算定してください。
介護報酬の算定【生活機能向上連携加算】(介護予防)	個別機能訓練計画を作成していないなど、算定要件に適合していないにもかかわらず算定していた。	●利用者の身体の状態等の評価を行った上で、個別機能訓練計画を作成してください。 ●当該計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、説明をし、必要に応じて訓練内容等を見直してください。